平成２３年（フ）第２１１号
新潟県長岡市東新町１丁目１番26号、申立時の住所新潟県長岡市高見町97番地９
破産者　森本ルミ子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ３―327号
破産者　安本　　勝
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２６号
静岡市駿河区谷田８番22号
破産者　望月満壽子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
愛媛県今治市玉川町小鴨部甲253番地３
破産者　田窪　康雄
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５３６号
熊本県阿蘇市内牧1184番地１、開始決定時の住所大分市東春日町９番５号
破産者　長田　則子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７１号
宮城県栗原市築館字久伝32番地９　県営住宅１―103号
破産者　柴田　靖之
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
宮城県栗原市築館伊豆２丁目５番39号
破産者　柴田　政紀
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
宮城県大崎市古川馬櫛字保蔵４番地３
破産者　相澤喜代子
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
川崎市高津区坂戸１丁目17番13―103号　ユーアイアムール
破産者　西野　　圭
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
川崎市高津区久本２丁目13番22号　久本ハウス201
破産者　井之上　亮
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
川崎市高津区諏訪３丁目10番20号　青葉コーポ101
破産者　川口　光義
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９５８号
愛知県愛西市諏訪町郷西428番地１
破産者　宇佐美誠治こと　宇佐美誠治
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２２１号
大阪府東大阪市鳥居町８番30号　コモドカーサ405号
破産者　與縄　佑一
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５号
大阪府枚方市伊加賀寿町２番６―102号
破産者　田子森惠多郎
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７５号
大阪府泉佐野市鶴原1171番地の10
破産者　堀江　俊男
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７６号
大阪府泉佐野市泉ケ丘４丁目10番１号
破産者　堀江　省吾
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３４号
大阪府豊中市立花町３丁目14―17、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町２丁目31番９号
破産者　吉岡　　悟
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４０号
京都市右京区太秦安井東裏町４番地　藤田民子方、開始決定時の住所大阪府東大阪市日下町１丁目２番30―512号
破産者　伊堂寺　一
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部